

法律相談



相続、13

名古屋弁護士会 協会顧問 弁護士 楠田堯爾

遺産にはどのようなものがあるか

遺産の範囲・4

1、退職金

被相続人（多くの場合、夫または父親）が現職中に亡くなりますと、勤め先から退職金が出ます。その退職金が、相続の面においてどのように扱われるかの問題です。

2、被相続人が生前に退職して退職金を受け取っていれば、それが現金で残されていようと預金であろうと相続財産になることは理解できると思います。そうではなく、現職で死亡して退職金（死亡退職金）が支給される場合のことです。

3、まず、退職金の性質について考えます。

退職金とは、賃金（給与）の後払いと解するのが大勢だと思います。そして、退職金を支給されるべき遺族を、就業規則または退職金規定その他内規などで、受取人とその順序を定めていることが多いと思います。

公務員の場合は、法律で支給を受ける者と順序を定めています（国家公務員の場合は法律。地方公務員の場合は概ね国家公務員にならっていると思います）。その順序とは、まず、配偶者、子、両親、孫、祖父母の順になっています。この配偶者には、内縁の配偶者（婚姻届がない）も含まれます。

4、会社においても、順序を定め、あるいは、その都度、会社が指定する者とか、その都度遺族と協議するというような定めもありましょう。このような場合に退職金を遺産とするのかしないのかです。いろいろな考え方があります。

5、まず、①退職金は相続財産（遺産）であるとする考え方です。この考え方には、支給を受ける者と順序

の定めは、単に受け取る代表者が決められているに過ぎないとします。②退職金は、受け取る者の固有の権利であり、相続とは無関係とする考え方もあります。③退職金は、支給される者の固有の権利しながら、特別受益を考える説もあります。

なお、死亡退職金の支給についての定めのない法人においては、死亡者の妻に支給された退職金が相続とは無関係に支給されたものとした裁判例があるとのことです。

6、どの考え方を取るべきでしょうか。①は、退職金（死亡退職金）が遺族の生活保障的な側面もあることからすると、夫を無くした妻（多くの場合）に酷な感じがします。特に、内縁の妻に対して相続人から返還請求がなされるというのはいかがなものでしょうか。②は、割り切り過ぎで相続人の間の公平を欠くように感じられます。例えば、現在の妻（婚姻期間が短い）と先妻（婚姻期間が長い）の子が相続人である場合に、果たして全部現在の妻のもので遺産分割に反映されないとするのはいかにも割り切り過ぎと感じられないでしょうか。結局③の考え方が最も穩當のように思われます。

7、このように、退職金についても、いろいろな問題があります。相続問題とはかほどに難しいものです。退職金の受給者とその順序が法律や条例で定まっている公務員の場合にどう考えるかも困難な問題です。基本的には、上記②の考え方でよいように思いますですが、これとて異説もありましょう。今後も各説と「戦いながら」個人的な見解を述べて行きたいと思います。今後ともお付き合いをよろしくお願いします。